

船舶事故調査報告書

平成31年1月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年2月22日 22時30分ごろ
発生場所	三重県熊野市二木島港南東方沖 二木島灯台から真方位153° 4.0海里（M）付近 （概位 北緯33° 52.3′ 東経136° 14.7′）
事故の概要	漁船第一開洋丸は、揚網作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	平成30年3月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一開洋丸、19トン ME2-5877（漁船登録番号）、開洋漁業有限会社 20.35m（Lr）×5.83m×1.76m、FRP ディーゼル機関、736kW、平成20年5月9日 第291-42348号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年1月29日 免許証交付日 平成29年3月27日 （平成35年1月28日まで有効） 甲板員A 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成21年5月14日 免許証交付日 平成25年11月25日 （平成31年5月13日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、5隻で構成するまき網船団の網船で、船長及び甲板員Aほか甲板員12人が乗り組み、平成30年2月22日18時00分ごろ三重県南伊勢町賢浦漁港を出港し、20時30分ごろ二木島港南東方沖の漁場に到着して操業を開始した。

本船は、1回目の投網を行った後、網の下部（^{かん}環）を絞り終えて船内に取り込み、網の上部（^{あぼ}浮子）を船首と船尾から徐々に中央に寄せ集めて絞り、漁獲物運搬船を網に横付けし、13人の甲板員が右舷側の舷縁上部に設置されたサイドローラに沿って並び揚網を行い、魚群を集める作業の終盤に差し掛かった。（図1参照）

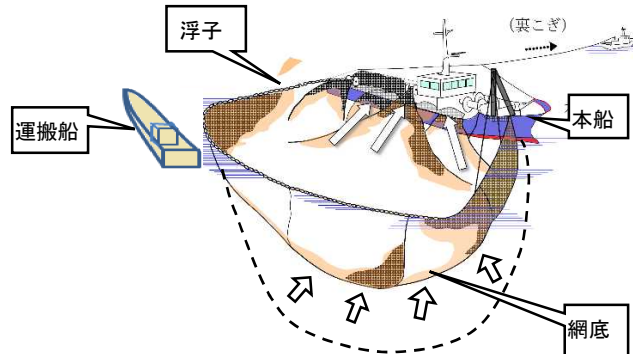


図1 揚網作業終盤の状況

甲板員Aは、操舵室右舷側の甲板で、電動ローラを操作し、中央に集まってくる網の弛んだ部分（^{ゆる}ゆるんだ部分）を船内に取り込んでいた。

甲板員Aは、‘電動ローラに半円形状に取り付けられた直径約6mm、長さ約1mの化学繊維製索（以下「仮止め索」という。）に網を引っ掛けて仮止めし、同ローラを回転させて一旦網を同ローラに巻き込んだ後、甲板上の網を足で押さえ、同ローラを逆転させて網を同ローラから外して甲板上に取り込む作業’（以下「本件取込み作業」という。）を繰り返し行っていた。

甲板員Aは、網の弛んだ部分を仮止め索に引っ掛けた後、電動ローラの操作レバーの位置に移動して同レバーを操作し、同ローラを回転させて巻き込みを始めたところ、仮止め索から網が外れ落ちたので、同ローラの位置に移動し、網を右手で持って回転している同ローラの仮止め索に引っ掛けようとしたところ、22時30分ごろ網と共に右手が同ローラに巻き込まれ、上腕部が切断されて大声を上げた。

船長は、操舵室の操縦席で揚網状況を確認しながら裏こぎ船（網船が網の荷重で右舷側に傾斜しないように左舷正横方向に引く船）に操船方法を指示していたところ、大声を聞き、窓から顔を出して甲板員Aの異変に気づき、直ちに操縦席前部の油圧装置の電源を切って電動ローラを停止させた。

船長は、甲板員Aの応急処置を行い、灯船で最寄りの三重県尾鷲市尾鷲港へ向かい、その途中、119番通報を行った。

甲板員Aは、入港後、救急車で病院に搬送され、右上腕切断、肺挫傷、多発肋骨骨折と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 電動ローラ及び操作レバー、写真3 仮止め索への網の引っ掛け状況 参照）

その他の事項

甲板員Aは、外れ落ちた網を仮止め索に引っ掛ける際、電動ローラ

	<p>の回転を停止してから作業を行えばよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、揚網作業中、操舵室で作業指揮をとっており、甲板員Aの作業場所が死角になっていたため、甲板員Aの作業状況を把握していなかった。</p> <p>甲板員Aは、約20年間、まき網漁に従事し、本件取込み作業等を行っており、本件取込み作業を1人で行わないように船長から指示されていたが、作業人数が少ないので、気を遣い1人で行っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、二木島港南東方沖において、甲板員Aが、本件取込み作業中、電動ローラを回転させた状態で仮止め索に網を引っ掛けようとしたことから、右手が網と共に同ローラに巻き込まれ、右腕等を負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、甲板員Aの作業場所が操舵室からの死角になっていたことから、甲板員Aの作業状況を把握していなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件取込み作業を行う際、1人で行わないよう船長から指示されていたが、作業人数が少ないと思い、気を遣ったことから、1人で同作業を行っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、二木島港南東方沖において、甲板員Aが、本件取込み作業中、電動ローラを回転させた状態で仮止め索に網を引っ掛けようとしたため、右手が網と共に同ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、電動ローラで網の取込み作業を行うに当たり、仮止め索に網を引っ掛ける際には、同ローラの回転を停止させること。 ・船長は、乗組員の作業状況を把握し、危険な作業を行わないよう注意喚起または指導すること。 ・船長及び甲板員は、電動ローラで網の取込み作業を行う場合、可能な限り、仮止め索に網を引っ掛ける者と同ローラの操作レバーを操作する者との2人体制で作業を行い、作業者の手が同ローラに巻き込まれそうになるなど異常があった際には同ローラの回転を直ちに停止できる作業体制をとることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

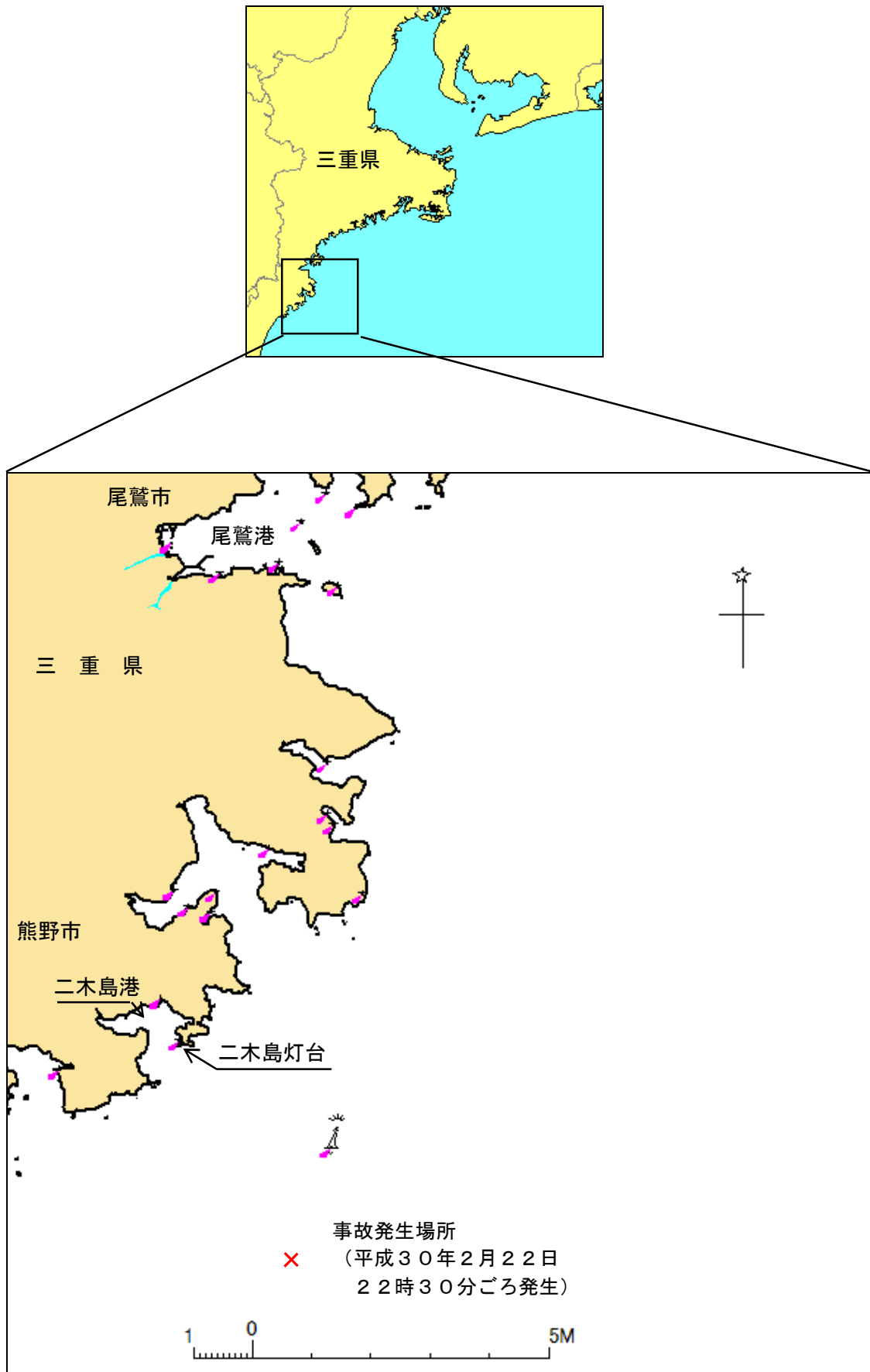


写真1 本船



写真2 電動ローラ及び操作レバー



写真3 仮止め索への網の引っ掛け状況

